加治木町政だより

発行所　加治木町役場
発行人　岩元房友
編集者　原田広道
印刷所　吉屋印刷所
向江町　電話114番

「桑幡文書」「名山樓詩集版木」
縣の重要文化財に指定

近来民族資料の保存が強調せられ、中央、地方において郷土の文化財の調査が愼重綿密に行われその保存についていろいろ配慮されていますが。わが鹿児島縣におきましても昨年文化財保護條例が施行され縣下に埋もれた尊い資料につき熱心に調査研究し貴重なものはこれを指定して保存活用することになりました。

御承知のとおりわが加治木町は古い時代から三州の中心地として華やかな文化をもち幾多の尊い資料が藏せられ、全国の識者歴史家が大変関心をよせ、すでに昭和十年安国寺の「文之和尚墓」は國の史蹟に指定保存されている次第であります。

戰前は郷土館への訪客は大へんな数に上る有様でしたが、戰後いくらか下火となつておりましたしかし昨年夏以来、縣の文化財保護委員会も町の文化財につき再三調査検討なされその結果、昨年十二月先づ最も有名な「桑播文書」及び「名山樓詩集版木」の二種を縣の重要文化財に指定し、その保存活用に資したのであります。

「桑幡文書」

桑幡元長氏（柳田）の家寶で約七八〇年前、平安朝（後期）時代桑幡家の祖先に下された朝廷の公文書で、縣下でも最も古いと云われる貴重なものであります。

「名山樓詩集版木」

今から約一七〇年前、加治木に鯖英館という学校を建てられた詩人領主錦水公が作られた詩集でその版木が六一枚今なお郷土館博物館に保存されています。

ところが續いて本年五月、薩摩の古い民藝として日本の識者の間のみならず外國においてさえ高く評價されている龍門司燒が無形文化財に選定せられその伝統を永く後世に伝えることになりました。

「龍門司燒」

今から約三五〇年前、島津義弘公が創設された「古帖佐燒」の流れを汲み、その後町内於里、日木山、山元などの地を經て連綿として今日小山田に伝わつている燒物であります。これは土や砂などから作つた天然釉（くすり）で彩る陶器で、その雅趣は日本を代表する民藝品として国内は勿論アメリカなどで大へん愛玩されています。

私共はこれらの外、私共の祖先が今日の加治木の礎として、文化発展と民生の安定につくされた功績に感謝すると共に、その血と汗からなる先人の資料を無にしないよう大事に保存し、それらのものゝ調査研究の堆積の上に新しい郷土文化を打建てたいものと念願するものであります。

尙、皆様の家にある珍らしい文書器物等は粗末にせず、公民館へお報らせ下さい。

公民館長　川原　光

10日は6月時の記念日
時間を守りましょう

「日本人は時間の観念がない」とか「鹿児島時間だ」とか常によくロにするし、ラヂオ等でもやかましく報道される戰後特に不勵行が甚だしいようで、このままでゆくと恐らく日本人は時間という字さえ忘れて失う結果になりはしないか？この時間の観念は心の持ち方如何によるものと考えられる。

其の例として汽車は時間が來れば發車するし少しも客を待たない。そこで團体で旅行等する場合必ず集合時刻がよく励行され、而も打合せた集合時刻前に到着して人に迷惑をかけないように努める。

つまり待たない、おくれるという観念が強く刻み込まれているからである。この例に對して旅行する時の目的よりも更に重要なる議案を示しての会合の集りが誠に殘念である。

これは何処の会合でも同じである。司会者は処置に困つてしもう。特に計画を持つているような場合など尙更である。一人一人が時間に山をかけて來る、司会者もそれを見越して時刻を通知する、お互い嘘と嘘との驅引時間であるからうまくいく道理がない。うまくいく道理がないのを認め乍ら文句を並べたてられることがある。

さて結局、汽車と同様時間を待たずに発車してしもうが一番よいことになるが、過半数ない場合も我慢して貰う場合もままでてくることになる。

中にはおくれて行つた事を幸いの理由に「俺は少しおくれて聞いていないので責任は持てない」と頑張られる……一体どうすればよいのであろうか？

一方法として盃……を持つて○時まで……とするか？　やつぱり文句を聞かずに、事を起さないためには驅引のない時刻を決め、その時刻を皆んなで守ることが一番よいことになる。やつぱり時間を勵行しましよう。……特に会合時刻から……

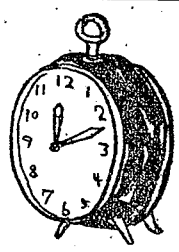

第二回町議會開かる

定例第二回町議会はさる六月七・八日の両日町役場議事堂で開かれた。

◎龍門中学校實習地購入については龍門中学校の北側に同校の実習地として田四畝七歩を購入するもので原案どおり可決

◎町長、助役、收入役の退職手当支給條例の一部を改正する條例については、教育長の退職手当支給に関する規定を加えるもので、原案どおり可決

◎消防団員の定員、任免給与、服務及設備資材條例の一部を改正する條例については、錦江校校舎改築事業繰越により、歳入歳出ともに一二二二万一千円を追加するもので、原案どおり可決

◎加治木町税賦課徵收條例の一部を改正する條例については、縣民税や市町村たばこ消費税等地方税法の改正により、町税賦課徵收條例の一部を改正するもので原案どおり可決

◎中野校々長住宅賣却については、日木山中野の校長住宅（木造平屋建一五坪一五）を賣却するもので、原案どおり可決

◎昭和二十九年度第一回歳入歳出追加予算については、錦江校校舎改築事業繰越により、歳入歳出ともに一二二二万一千円を追加するもので、原案どおり可決

◎加治木町税賦課徵收條例の一部を改正する條例については、縣民税や市町村たばこ消費税等地方税法の改正により、町税賦課徵收條例の一部を改正するもので原案どおり可決

◎消防員一六八人を一六五人とするもので原案どおり可決

豆知識

各町村の人口

姶良郡内各町村の人口は次のとおりです。

（百人未満切捨）

國分町	37.100人
（舊國分町・清水村東襲山村・東國分村・敷根村の五ケ町村合併）	
隼人日当山町	29.700
（隼人町・日当山町合併）	
加治木町	21.200
蒲生町	15.800
牧園町	15.600
栗野町	14.500
帖佐町	12.900
福山町	12.100
横川町	11.600
溝邊村	8.900
吉松町	8.600
霧島村	8.200
重富村	7.900
山田村	7.300

皆様に知つてもらいたい
町の監査委員

問、監査委員制度とはいつ頃からできたものか。

答、昭和二十二年新憲法の実施とともに新たに地方自治法が施行せられて經理並びに事業の管理一般事務の執行等をして眞に自治の目的に副うよう最も適正に合理的に効率的に運營せしめるために首長と並んで地方公共團体の一執行機関として獨立の監査委員制度が設定されたのである。

問、監査委員とはどんな機關か。

答、監査委員は都道府縣にあつては必置機関で定数は四名である。市町村では任意機關であるが條例により置くことができることになつておる。わが町でも町條例によりつている。

問、監査委員はいつ設置されたか。

答、昭和二十二年八月監査委員の事務執行に関する規定を制定し同時に二名の監査委員が任命せられ監査事務を開始したのである。從來学識經驗を有する委員は常勤であつたが昭和二十八年七月の條例改正で二名とも非常勤である。

問、現在の委員はどなたがやつているか。

答、町議会議員よりの選任者は福村厚行氏、学識經驗者よりの選任者は横山清氏の二名である。

問、監査委員を置く必要性は、

答、町の行政が公正円滑に運營せられるのにはその意思機關である町議会の議決したものを執行機関である町長その他の理事者が実行に移しその執行の結果を更に監査機関である監査委員によつてその実績が検討せられてはじめて完全な町の運營が行われるのである。換言すれば議決、執行、監査の各機關は町政運營上最も重要かつ不離不可分のものである。

問、委員の監査する目的はどこにあるか、

答、監査の目的は町の經營する事業の管理とか出納その他の事務が町議会の議決の趣旨に反していないか、財政的に見て妥当を欠いでいないか或は法規に違反していないか、という点が目標であつて徒らに不正或は非違の摘發を事とせず町行政の刷新向上と円滑な運營を期するものである。

およそ公經濟の建前として最少の經費をもつて最大の効果を挙げることは勿論でありあくまでも町民の福祉に重点をおいてその福祉増進をはかることは最も肝要なことで特に監査にあたつてはその点に意を用いている。

問、監査委員の職務はどんな範圍か、

答、委員の職務權限の概略を述べると次のようである。

(一)一般監査、(二)特別監査がある、なおその他出納検査、諸種の職務權限がある。

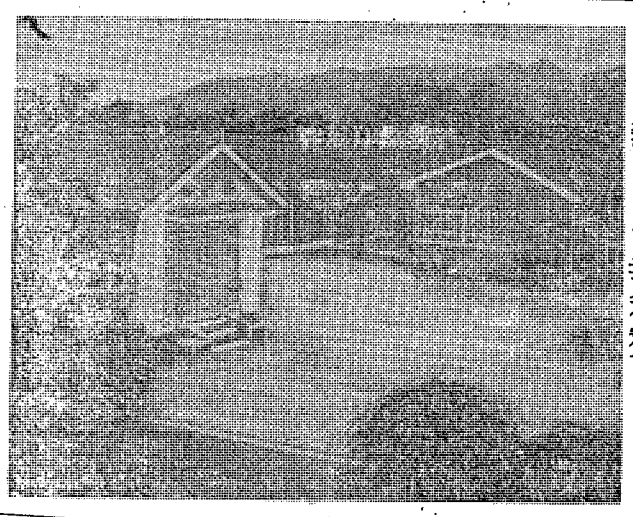

昭和二十六年火災のため燒失した幸和寮（母子寮）が、このほど木の香も新らしく出来上り、去る五月十四日同寮で落成式が行はれた。

新裝なつた幸和寮

工事費三八二万円木造平屋建總坪数一五七、五坪、母子室二〇の他、事務室、寮母室、集合室、靜養室、醫務室、炊事場浴場等完備している。

現在入寮者は二〇世帯六〇名で、仮寮から早速新寮へ引越して大喜びであつた。

住民登録施行二週年
引越しの時は必ず届出を

◎来る七月一日は、住民登録法が施行されてから二周年に当るので、七月一日から七日までを「住民登録届出勵行週間」と定めることになりました。

二年前皆さんが住民登録されてから、其の後住所の變つた方はありませんか。引越をされた時には必ず十四日以内に住所地の市町村の役場の戸籍係に届け出なければならないことになつています。

◎まだその届出をされていない方は今からでもすぐ届出をして下さい。

◎住民登録という制度は町村の住民である人を住民票に載せて明らかにしておくもので戸籍簿と同様に大切なものです。

◎住民票の必要な場合、選挙や入学や、米の配給、居住證明、印鑑證明等の手続をする場合は住民票が基になります。従つて届出をしてないと、これらの手続をしてもらうことが出來ないばかりでなく五百円以下の科料に処せられることがあります。

◎次の場合は必ず住民登録の届出をしなければなりません。

イ、轉入　ロ、轉出　ハ、轉居（引越し）

◎次の場合は別に住民登録の届出はいりません。

婚姻、出生、死亡。

◎住民登録事務は役場戸籍課で行います。

届用紙はいつも戸籍課窓口に用意してありますから印鑑を持つておいで下さい。住民票の閲覧、謄本、抄本の交付も簡単に受けられます。

◎皆さん！引越しの場合は住民登録を忘れないよう注意して下さい。

住民登録から見た轉出轉入狀況

表のうちで縣内他市町村では轉入轉出とも鹿児島市との出入が一番多く次が隣接の溝邊、帖佐、蒲生、隼人などの町村が多い、縣外では隣りの宮崎、熊本の他、北九州、大阪、愛知、兵庫、東京等の工場地帶や学校などへの出入が多くなつています。

三、四、青は入学就職出稼等が多く、轉出が増えていますが一方轉入も月々増えているが、特に縮小された工場から歸つてくる工員が目立つて多くなつています。

二面へ

セキリを防げ

「腹こわし位」と思うことが失敗のもと

いよ〳〵赤痢が多く發生する時季になりました。当町はいまのところ未だ發生していませんが、「つゆ」あけをまつて発生するのではないかと心配されています。

こゝ數年間目ざましい發展をみた公衆衛生によつて腸チフスやパラチフス等の伝染病は非常に減少していますが、反對にひとり赤痢だけは昭和二十四、五年頃から急激に増加し、昨年は全國で約一千人近くの人が死亡しております。縣内及び当町内においても別表のとおり多數の赤痢患者が発生したのであります。

町民の皆さん、私たちはあらためて赤痢予防に對するにんしきを高め、一人一人が充分注意して恐ろしい赤痢の發生を防いで、健康な家庭明るい町を建設しましよう。

◆赤痢はどんな症状を起すか

赤痢は赤痢菌を口にしてから二日～七日の潜伏期があり、便通がゆるみ腹痛を訴え下痢がひどくなる。次に便は粘液便となりそして血便を伴つてくる。下痢の回數も非常に多く一日五、六回から二、三十回にも及ぶこともあり、熱はあまり高くなく三七～三八度位が普通で時に三九～四〇度に上ることもある。

子供の場合赤痢菌による中毒症状を起し疫痢になることが多い。今まで元氣であつた子供が急に元氣がなくなり「グツタリ」してきて、顔色は蒼白く手足が冷たいのに熱が高くなり三八～四〇度に上り「ウト〳〵」としてきて、うわごとを云つたり「ひきつけ」を起したりする。便は初め軟便が二三回あつて不消化便であるが、次第に水様便となり、やがて粘液を混じ緑色便をみるようになる。経過は非常に激しく從來の例をみると約四割が一晝夜以内に死亡している。

◆赤痢の伝染路

患者又は保菌者の大便に混じつて、出てきた赤痢菌がハエ、ネズミ、水、人の手等について伝染する。

◉赤痢の予防

1、ハエやネズミを徹底的にとつて下さい、
2、調理前、食事前には必ず石ケン等で手を洗つて下さい、
3、ハエのたかつた食物は決して食べないこと
4、特に集団給食施設においては、調理人、設備、材料等充分注意すること、
5、生水は決して飲まないこと、
6、下痢したらすぐ醫者にみてもらうこと、
7、特に子供をもつお母さん方は、疫痢にかゝらない様注意すること

「腹こわし位」と思つている中に疫痢になつて手おくれになる例が多いから自宅で素人療法などせず直ぐ醫者にみせることがもつとも肝要、

赤痢患者發生狀況

年別	加治木町 患者	加治木町 死者	鹿児島縣 患者	鹿児島縣 死者
昭和24年	3	1	172	81
25年	4	2	325	145
26年	110	7	1.426	271
27年	13	1	1.575	252
28年	7	5	1.349	210

「私の名は「眞知子」」

窓口の戸籍

今年になつてから役場の戸籍係の窓口に届出された出生届は五月末日までゞ、全部で一七九名、うち男が九一名、女が八八名　これら女の赤ちゃん八八名のうちで、一番多かつた名が「眞知子」ちゃん。

そのほか〇〇子と「子」をつけるのが壓倒的に多く、又〇〇枝、〇〇江〇〇代等いづれもウルワシイ名前で、昔のオバサン達の名前に「カメ」さん「マツ」さん等というのがあることを思えば、名前のつけ方も進歩？したものだと云うべきか、

男の赤ちゃんには、女の方に「子」をつけるのが多いのにくらべて「〇〇男」又は「雄」などつけるのは少く、「健一」浩一」弘二」賢三」など數字を入れた名が多い。

そのほか漢字二字を用いたのが殆んどで、何何左衛門とか、何何兵衛というようなものは近ごろつけないようである。

これは、昔は「われこそは荒木又右衛門」源の何がし」と重々しく名乗りをあげていたが、現代のスピード時代には長つたらしい名前はどうも面倒だというので、上の方は省略して下の「何がし」だけを殘して使つているつまり、昔とくらべてかんたんになつたのだと考えられるのだが？

もつとも「熊八」とか吾作」という様な名をつけないようになつたことを考えると女の名前が進歩したのと同じく、男の名前も進歩し民主化？されたと云えるかもしれない

とまれ「眞知子」ちゃん「浩一」ちゃんなど一七九名の赤ちゃんたちい前途の幸福を祈る。

態動口人見たから戸籍

	1月	2月	3月	4月	5月	計
出生	50	38	43	23	25	179
死亡	21	16	20	18	14	89
婚姻	17	15	15	20	15	82
離婚	3	1	3	2	1	10
死産						18

災害に備えて

道路は　みぞをよくさらえること
河川は　かわに「ちり」を捨てぬこと
畦は　丈夫に
農作物は　苗代の病害虫驅除
蔬菜には丈夫な支柱を
つつかい棒をする
建物は　瓦や平木を修理しておく
壁や雨戸、ガラス戸を丈夫に

たばこは町内の店で

地方税制改正に伴い市町村たばこ消費税が新設せられたのでありますがこれは地方自治の健全なる發達を期し、獨立財源の充実を図つたものでありましてたばこ專賣益金の一部が市町村及び道府縣に移譲せられたものであります。

御參考まで以下たばこの賣上狀況等を若干申し述べて見たいと存じます。

当町の本年四月中のたばこの賣上總額は約三三三万円で昨年一ケ年間に三四六九万七七四〇円となつて居ります。

この賣上高の一一五分の一〇が消費税として專賣公社から当町に納付されることになります。

日本に於ては昨年約九七六億本を製造し、本年度は一〇一五億本の製造計画であるそうです。

この益金はざつと一五九二億に達し國庫納入一三〇〇億円、道府縣及び市町村消費税が二九二億円となる計画らしい。

現在たばこ賣上益金は租税收入と共に國庫財源の二大支柱となつて居ります。町村に於ては小賣定價を課税標準として居りますので、各市町村共この消費税が少しでも多くなることを希望し、山積して居る郷土建設經營の財源に充てたいのであります。

一面に於ては心身の健康上、又は家庭生活の合理化を唱え、よりうるおいと明るい生活を營むため今日必需品扱視されて郷土經營の財源確保に役立つものでありますので特に愛煙家の皆さんが旅行される場合等汽車バスに乗車の節は町内の小賣店で一ケでも多くたばこは買つていただきたいのであります。

朝には酒飲むなたばこ吸うなと言い夕には、どうせ吸うたばこなら我が町で余計買つてくださいと申し、この矛盾撞着を感じながら、いくらかでも郷土經營の財源を生むことを思い職掌がらこの税が新設せられた機会に以上申し上げて町民各位の町税納入について今後尚一層の御協力を衷心からお願いいたし納得のいく納税をしていただき、財産差押にある滞納処分等が一件もなくなる日の來ることを日夜念願するものであります。

税務課長　増田繁

各神社六月燈日割

うつとうしい梅雨があがると、いよ〳〵本格的な夏である。今年の夏祭、六月燈も、花火やのど自慢でにぎわうことであろう。

神社名	所在地	舊暦	新暦
稲荷神社	日木山	六月三日	七月二日
市速〃	上濱	六月九日	七月八日
惠比須〃	西町	六月十一日	七月十日
八坂〃	中濱	六月十四日	七月十三日
		（ぎおん祭は七月十七日頃）	
端山〃	端山	六月十六日	七月十五日
霧島〃	中濱	六月十九日	七月十八日
春日〃	高井田	六月十九日	七月十八日
高野山〃	今町	六月廿一日	七月二十日
菅原〃	天神	六月廿五日	七月廿四日
諏訪〃	諏防	六月廿八日	七月廿七日
性應寺	毘沙門	七月二日	七月卅一日
精茅神社	日木山		七月廿一日
網掛地藏	向江町		八月十一日

事業所調査實施

七月一日

國内の事業所の分布およびその活動狀況を明らかにするため來る七月一日に現存する「民營」および「公營」の事業所について調査が行はれます終戰後昭和二十六年に行はれた第二回目の調査で、この大規模な調査を行うため町内を七区に分ち七人の調査員が知事の命によつて主として

左の事業所を對象として調査することになりますので御協力下さい。

なお申上げたいことは過去の諸調査の結果から考えますと税金との関係があるかのように思はれておりますが目的以外の用には絶對に利用は出來ないように法ではつきり規定されておりますから調査員が票に基いて行う質問に對しては口頭で正確に申告して下さい。

記

1、調査する事業所
工場、鉄道、バスの本社、銀行、会社、事務所、商店、学校、神社寺院、醫院、旅館、料理店、浴場、映画館等
2、調査しない事業所
事務所のうち（町役場地方事務所、教委事務局、警察署）、國營の事業所（税務署、勞基監督署、裁判所等、郵便局、電報局等）
3、調査期日
自七月一日
至七月五日（五日間）
（加治木町統計）

すずらん燈にいたずら

加治木のまちに「すずらん燈」がともされたのは昭和二十七年七月でしたから、丁度二年になるわけですが、近ごろ、グローブ（硝子の丸い笠）や電球を、いたずらしてこわす酔つぱらいや、子供がいて、商工会ではその修繕に困つています。

すずらん燈は、夜の町を美くしくし、交通事故など起らないように明るくしています。時たまそのうちの一つ二つが消えていますと、そこだけが暗いだけでなく、まち全体が、何かさびしい様に感じられるのです。

街燈や街路樹をこわしたり折つたりするのは、町民の恥になります。

町民の皆さん、すずらん燈を大切にし、子供が石など投げる時はよく注意してやつて下さい。

農家の皆さん!!!

今年の「なたね」もりつぱに稔りました。

鹿児島なたねは品質がよい出廻時期が早いことで全國的に有名で昨年も他縣にくらべ高く販賣されました。今年も又その聲価と品質をおとさず有利に販賣いたしましようり皆さん、部落でガツチリ肩を組んで今年の菜種は農協の共同販賣でゆきましよう。

昭和二十九年度農業計画について

昭和二十九年度農業計画については六月十五日開催の農業委員会で左記のとおり決定いたしました。水稲に於ては、前年どおりの反收により計算し陸稲に於ては畑面積より五畝歩控除し殘りの面積の二割五分を陸稲面積として計算反收一石一斗四升であります。此の場合畑面積五畝歩未滿はその對象になりません。

農務課

家計簿による生活合理化の体験募集

六月十五日から七月十五日までで、自立促進貯蓄運動が実施されるが、この機会に次のとおり懸賞募集が行はれる。

一、趣旨
縣民各層における消費節約と、そこから生れる縣民貯蓄の増加が生活合理化えの第一歩であり、家計簿は家計の鏡である。各家庭が家計の無駄を省き、生活態度を切替え、貯蓄を生み出して、家計簿により建設されつゝある生活合理化の体験を廣く縣内の主婦から募集する。

二、主催
縣貯蓄推進委員会
後援　縣地方課廣報文書課、農業改良課、社会教育課、南日本新聞社

三、應募の区分
第一部　都市地区
第二部　農村地区

四、應募について
1、締切月日
七月二十日（当日消印は受付る）
2、送付先
縣地方課内家計簿による生活合理化体験募集係あて
3、應募者は應募区分を明記し、原稿見出しに職業又は家業及び年令を記載のこと。
4、原稿は四百字詰原稿用紙十枚以内とし、家計簿の形式統計資料、參考資料を添付のこと。

五、賞金について
入賞者に對しては各部毎に次の賞金を授与す

一等	一万円	一名
二等	五千円	一名
三等	一千円	一名
佳作	五百円	二名

六、発表
八月三十日新聞に発表

消防團の機構を一部改革

錦江分團發足す

町消防團では組織の强化を図るため種々検討を加えて来たが去る六月五日の分團長会議でこの問題をとり上げ眞剣に審議した結果現在の中央分団（町、反土、木田）の内錦江校区を獨立化して新しく分團を設ける事を決定したが、更に七日の町議会で決定されたので当日付で發足することになり、新役員（分團長一名、部長二名）も大体決定したので七月中旬錦江校で結成式が行はれる。

昭和廿九年度社会教育委員は次のとおり委嘱されました

社会教育委員

委員長　中村四郎助
副委員長　坂口立志
中学校代表　汰木清彦
小学校代表　安樂久忠
同　瀬戸口侃
同　小原田照雄
同　新富利雄
同　黑木盛進
同　刀迫勇雄
婦人会代表　平山ひで
青年團代表　宮園三男
商工代表　立山常次
農業代表　北薗豊藏
PTA代表　立山恒雄
町役場代表　曾木隆輝

轉入	縣内町村	他市より	縣外より	計	轉出	縣内町村	他市へ	縣外へ	計
1月	18名		25	43	30名			17	47
2月	30		30	60	11			18	29
3月	74		40	114	27			91	118
4月	89		38	127	40			29	69
5月	93		64	157	90			63	153
計	304		197	501	198			218	416

「住民登録」一面續き

「災害は忘れた頃にくる」でなく「いつでもくる」：健康で、予想される危機を切り抜けるために頑張りましよう！